

刑訴法を自由権規約に適合的に解釈し、通訳費用を被告人に負担させてはならないとした判決

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和6年9月3日

【事件番号】 令和6年（う）第439号

【事件名】 窃盗、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

【裁判結果】 原判決破棄、有罪

【参照法令】 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、刑事訴訟法

【掲載誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25620895

大阪大学准教授 高田陽奈子

事実の概要

中国国籍の被告人は、窃盗、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「窃盗及び組織的犯罪処罰法」とする。）違反の罪に問われ、日本語に通じないことから、中国語の通訳人が選任され、旅費、日当及び通訳料が通訳費用として発生した。原審（奈良地判令6・3・21、LEX/DB25620894）は、窃盗及び組織的犯罪処罰法の違反を認定して被告人を懲役2年6月（執行猶予4年）に処したうえで、通訳費用を含む訴訟費用について、刑事訴訟法（以下「刑訴法」とする。）181条1項本文に基づき、被告人の負担とした。被告人は、窃盗及び組織的犯罪処罰法違反の認定において判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるとして控訴した。

判決の要旨

原判決による、窃盗及び組織的犯罪処罰法違反の認定において、事実の誤認はない。

職権判断として、通訳費用の負担について検討する。「市民的及び政治的権利に関する国際規約14条3項〔以下「自由権規約」とする。〕は、『すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。』『(f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。』と規定している。通訳は、被告人が国語に通じない場合において裁判所が審理を行う上で必要不可欠のものであ

て、被告人が希望するか否かにかかわらず付されるものであることに加え、同項(d)が弁護人の費用について『十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。』と規定しているのと異なり、同項(f)が通訳については『無料で』と規定し、貧困等何らの条件も付していないことからすれば、同項(f)は、裁判所で使用される言語に通じない被告人のために付した通訳費用を被告人に負担させてはならない旨を定めたものと解される。」

「〔自由権規約〕の批准に当たって刑訴法181条1項は改正されていないものの、法律に優位する条約に上記のような定めがある以上、同項については、条約の定めに適合する趣旨の解釈をすべきである。すなわち、刑訴法181条1項本文が『負担させなければならない』とする訴訟費用の中には、〔…〕被告人の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き、国語に通じない被告人のために付された通訳人に支給される旅費・日当・宿泊料及び通訳料は含まれないと解される。」通訳費用を含む訴訟費用の全部を被告人に負担させた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある。原判決を破棄し、「原審及び当審における訴訟費用のうち、原審国選弁護人に関する分は被告人の負担とする」と判決する。

判例の解説**一 刑事訴訟における通訳費用負担をめぐるこれまでの国内裁判例**

裁判所法74条により、日本の裁判所では、日

本語を用いる。日本語に通じない者を被告人とする刑事裁判では、刑訴法 175 条に基づき、通訳人に通訳をさせなければならない。通訳人に支払われる旅費、日当、宿泊料及び通訳料等（以下、まとめて「通訳費用」とする。）は、刑事訴訟費用等に関する法律 2 条 1 号及び 2 号により訴訟費用とされる。そして、訴訟費用の支払いについては、刑訴法 181 条 1 項に基づき、「刑の言渡をしたとき」には、「被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるとき」を除いては、「被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない」とされる。これらの規定を素直に読めば、無料で通訳を受けられるのは、無罪等により刑の言渡を受けなかった者、及び貧困のため訴訟費用を納付できないことが明らかな者に限られるだろう。これに対して、日本が当事国である自由権規約の 14 条 3 項 (f) は、「すべての者」に対し、「その刑事上の罪の決定について」「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受ける」権利を保障しており、一見したところ、条約当事国は、裁判の結果や貧困等の要件にかかわらず、無料で通訳の援助を受ける権利を保障する義務を負うように思われる。

無料で通訳の援助を受ける権利について、日本の刑事訴訟法制が自由権規約 14 条 3 項 (f) に反しているかについては、判断が異なる 2 つの判決が出されており、最高裁が判断を行ったことはない。東京高裁は、1993 年の判決において、自由権規約が「わが国内において自力執行力を有する」とし、「14 条 3 (f) に規定する『無料で通訳の援助を受けること』の保障は無条件かつ絶対的のものであって、裁判の結果被告人が有罪とされ、刑の言渡しを受けた場合であっても、刑訴法 181 条 1 項本文により被告人に通訳に要した費用の負担を命じることは許されない」として、被告人に通訳費用を負担させた原判決を破棄した¹⁾。他方で、浦和地裁の 1994 年の決定では、先の刑事裁判で有罪となり通訳費用の負担を命じられた申立人が、刑訴法 502 条に基づき異議を申し立てたところ、同条上裁判の違法を主張できないという手続的な理由でこれを棄却した。この際浦和地裁は、自由権規約 14 条 3 項 (f) についても検討し、同規定は「同項柱書にあるとおり、刑事上の罪の『決定』に当たっての権利であり、[…]『決

定』確定後の段階において、その通訳料を被告人に負担させない趣旨までを含むものではない」として、刑事上の罪の決定に当たって通訳費用を国が立て替えれば、決定後に被告人に支払い請求を行うことは禁止されないとの解釈を示した²⁾。

このように、国内裁判例においては自由権規約 14 条 3 項 (f) についての解釈は分かれてきたものの、上記 2 つの判例も本判決も、必ずしも国際法上の条約解釈手法に沿っていたとはいえないので、二では、そうした手法に基づき、国際法上いずれの解釈がより有力かを簡単に検討する。

二 自由権規約 14 条 3 項 (f) の解釈——「『無料で』通訳の援助を受ける」ことの意味

自由権規約 14 条 3 項 (f) における、「無料で (free / gratuitement) 通訳の援助を受ける」権利は、無条件かつ絶対的なものだろうか。それとも、裁判の結果や被告人の資力等によって制約を受け、国は罪の決定後に被告人に通訳費用の支払いを命ずることができるのか。国際法上、条約の解釈については、1969 年の条約法に関するウィーン条約（以下「条約法条約」という。）31 条から 33 条までの規定、及びそれらと同内容の慣習国際法規則が規律している。本評釈では、それら規定のすべての要素について包括的に検討することはできないので、いくつかの要素のみ検討する。

まず、条約法条約 31 条 1 項にしたがい、自由権規約 14 条 3 項 (f) の文言を「文脈」の中で捉えるべく 14 条の他の条項と比較すると、本判決も指摘するように、14 条 3 項 (d) の、弁護人を持つ権利では、「十分な支払手段を有しないとき」が、弁護人費用を無料とすることの要件とされているのに対して、14 条 3 項 (f) では、通訳の援助を受ける権利が「無料」であることについて何らの条件も課されていない。もし、条約起草者が、14 条 3 項 (f) 上、被告人の資力が「無料」の条件であると意図したとすれば、(d) のような文言を明示的に挿入したはずであるから、そのような要件が採用されていないことが強く推定される。

次に、条約法条約 31 条 1 項は、「条約は、…用語の通常の意味に従い…解釈する」と規定しているところ、何が「用語の通常の意味」なのかを同定するに当たっては、当該用語の辞書的な意味を参照するだけでなく、当該条約の解釈に携わるアクターのコミュニティの中において、その用語

が一般的にどのような意味で理解されているのかを探求することも重要となる。自由権規約の解釈コミュニティの中で、有権的な解釈権限を有しているのが、同規約に基づいて設置されている自由権規約委員会である³⁾。しかしながら、自由権規約委員会が、個人通報事件や一般的意見において14条3項(f)上の「無料で」の文言について詳細な解釈を示したことはない。同委員会が1984年に採択した14条に関する一般的意見13号においては、無料で通訳の援助を受ける権利が、刑事裁判の結果によって影響を受けないことを述べており⁴⁾、罪の決定後に有罪となった被告人に通訳費用の支払いを求め得るとの解釈を否定しているように思われるが、理由付けが示されていない。そこで、自由権規約14条3項(f)と一言一句同じ文言を採用している欧州人権条約6条3項(e)に関する欧州人権裁判所の判例法理を参照する。なぜなら、地域的人権裁判所による、自由権規約の当該条項と類似した条文の解釈は、有権的な解釈ではないものの、当該条項の「用語の通常の意味」の同定に当たって有用な参考資料となるからである⁵⁾。欧州人権裁判所では、1978年のLuedicke, Belkacem and Koç対ドイツ事件以来、通訳の援助を受ける権利は無条件に無料であり、判決後に被告人に支払い請求を行うことも禁じられているとの解釈を一貫して採用してきた。同事件において、欧州人権裁判所は、仮に、有罪判決後に被告人に通訳費用を請求することを許容する解釈を採用した場合、当該言語を解することができない被告人がそうでない被告人と比較して不利益を被ることになること、そして、通訳を付けるか否かを被告人自身ではなく裁判所が判断するとしても、ボーダーラインの事例においてはその判断は被告人の態度にも依存することになるだろうから、その際に被告人が金銭的負担を避けるよう行動してしまうリスクが残ることを指摘した⁶⁾。そのうえで、そのような解釈は、「無料で」という用語の通常の意味にも反するばかりか、欧州人権条約6条とくに6条3項(e)の趣旨目的にも反するとして、そのような解釈を否定している⁷⁾。無料で通訳の援助を受ける権利は、国家に積極的義務を課し、財政的・人的リソースの投入を必要とするものであるから、条約当事国の大半が先進国である欧州人権条約における同権利の解釈と、多くの発展途上国を当事国とする自由権規

約における同権利の解釈とを安易に同視すべきではないものの、上記Luedicke, Belkacem and Koç事件判決の理由付けは自由権規約14条3項(f)の解釈にも同様に当てはまるであろう。

最後に、条約の解釈においては、条約当事国の慣行も重要な要素になる(すべての当事国の合意を確立する慣行は条約法条約31条3項(b)の枠組みで、そうでない慣行は32条上の補足的な手段として考慮される)ところ、示唆的な実行の1つとして、スイスが1992年に自由権規約に加入した際に、14条3項(f)について、「…通訳の無料援助の保障は、その結果として生ずる費用の支払いから、その受益者を完全に免除するものではない」との「留保」を付したことが挙げられる⁸⁾。この内容を、自国の解釈を示す趣旨の「解釈宣言」ではなく、自国につき条約上の権利義務を修正する趣旨の「留保」として提示したことから、スイスは、同条項が本来は、受益者を通訳費用の支払いから完全に免除する内容だと理解していたと考えられる。

以上の検討——限定的ではあるものの——によれば、自由権規約14条3項(f)における「無料で」通訳の援助を受ける権利は、無条件のものであり、同規約当事国は、罪の決定後であっても被告人に通訳費用の支払いを命じてはならない、という解釈が有力である。したがって、三ではその解釈の立場から本判決の意義について考察する。

三 自由権規約14条3項(f)の実施における本判決の意義

一で示した通り、自由権規約14条3項(f)の解釈については、裁判所間で異なる判断が出されてきたものの、実務においては、上記東京高裁の1993年判決以前より、被告人に通訳費用を負担させない慣行が一般的であったとされる⁹⁾。近年では、国会においても、最高裁判所長官の代理者が、「国際人権規約の関連規定の趣旨も考慮しまして、外国人である被告人には通訳料を負担させない取扱いが一般的である」と答弁している¹⁰⁾。このような慣行が一般的となっている今日、一で示したような解釈上の争いの実践的な意義は低下している。ただし、そのような慣行がどの程度徹底されているかは不明であり、現に、本判決の原審のように異なる実践も見られることを踏まえれば、本判決が、裁判所がそのような慣行に従うことは、裁量行為ではなく自由権規約上の義務で

あって、それからの逸脱は条約義務違反となる、ということを変更して明らかにしたこと、しかも、被告人による主張がなかったにもかかわらず自ら職権でそのような判断を行ったことは、第一審裁判所に対してそのような慣行から逸脱しないよう一層注意を促す効果を持ち、同義務の実施の観点から一定の意義があったといえるだろう。

自由権規約 14 条 3 項 (f) の、最も確実な実施方法は、法改正により、同規定と現行の国内刑事訴訟法制との間の齟齬を解消することであるが、そのような法改正が行われない場合には、裁判所が実施の役割を担うべきである。前述の東京高裁 1993 年判決では、自由権規約 14 条 3 項 (f) を直接の根拠として結論を導くという、自由権規約のいわゆる直接適用の方法を用いたが、本判決は、刑訴法 181 条 1 項を自由権規約 14 条 3 項 (f) と適合的に解釈する、といういわゆる間接適用の方法を用いた。間接適用には、裁判所が条約を拘束的な法規範として認識したうえで義務として条約適合解釈を行う場合と、裁判所が条約その他のソースについて、説得的権威として裁量的に考慮する場合とがあるところ¹¹⁾、本判決は、「法律に優位する条約に上記のような定めがある以上、[刑訴法 181 条 1 項] については、条約の定めに適合する趣旨の解釈をすべき」と述べ、前者の意味での間接適用を行っている。自由権規約の実施の観点からは、直接適用と、(とくに前者の意味での) 間接適用との間に優劣はなく、結果として実施がなされていることが重要である。ただし、日本法の観点からは、司法府が立法権限を行使してはならないという憲法上の要請により、裁判所は、間接適用の結果として、国内法条文の可能な解釈の範囲を逸脱した解釈を導くべきではないと考えられる。本判決の、刑訴法 181 条 1 項が「負担させなければならない」とする訴訟費用の中には通訳費用は含まれないという解釈は、同項と刑事訴訟費用等に関する法律 2 条 1 号及び 2 号とを併せ読むと、自然な解釈であるとはいえない。そうであるとすれば、前述の東京高裁 1993 年判決のように、日本の刑事訴訟法制と自由権規約 14 条 3 項 (f) との齟齬を認めたくて後者を直接的に適用することで、立法府に対し、その齟齬を解消するための措置をとるべきとのシグナルを送る方法の方がより適切であるかもしれない。

なお、本判決では、本案(公訴事実の存否・量

刑)に関する上訴があったため、それに付随して、職権判断として通訳費用の負担について検討することができた。しかし、本案について上訴がなく、当該判決が確定した場合には、通訳費用の負担について独立の問題として争うことのできる手続は存在しないと考えられており(刑訴法 185 条を参照。行政事件訴訟につき、東京高判平 4・9・2 行裁例集 43 巻 8 = 9 号 1146 頁。刑訴法 502 条の解釈につき、浦和地決平 6・9・1 (前掲注 2))。同 501 条の解釈につき、最一小決平 6・2・23 判時 1494 号 157 頁を参照)、そのことは、規約上の権利侵害に対する効果的な救済の義務を定める自由権規約 2 条 3 項の違反に当たる。刑訴法の改正または判例法理の変更により、通訳費用についての独立の不服申立てを可能にすることが必要である。

●注

- 1) 東京高判平 5・2・3 東高判時報 44 巻 1 = 12 号 11 頁。判例評釈として、小島吉晴「被告人に対する通訳の費用の負担について」研修 538 号 (1993 年) 23 頁。
- 2) 浦和地決平 6・9・1 判タ 867 号 298 頁。判例評釈として、佐藤文夫「外国人被告人の通訳費用負担と自由権規約」ジュリ 1091 号 (1996 年) 248 頁。
- 3) 自由権規約委員会の「見解」について、岩沢雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」世界法年報 29 号 (2010 年) 50 頁、62~63 頁。一般の意見について、拙稿「日本の裁判所における自由権規約の解釈」阪法 73 巻 5 号 (2024 年) 989 頁、1018~1022 頁。
- 4) UN Human Rights Committee, General Comment No. 13: Article 14 (13 Apr. 1984), reproduced in UN Doc. HRI/GEN/1/Rev.1 (1994) 14, para. 13. なお、2007 年の 14 条に関する一般の意見 32 号も、14 条 3 項 (f) の「無料で」の文言については解説していない。
- 5) Cf. Ahmadou Sadio Diallo (République de Guinée c. République démocratique du Congo), fond, arrêt, C.I.J. Recueil 2010, p. 639, para. 68.
- 6) Luedicke, Belkacem and Koç v. Germany, ECtHR, Nos. 6210/73; 6877/75; 7132/75 (28 Nov. 1978), para. 42.
- 7) Ibid.
- 8) (1992) 1678 UNTS 395.
- 9) 「座談会 外国人事件と刑事手続」ジュリ 1043 号 (1994 年) 8 頁、26 頁 [山田利夫東京地方裁判所判事発言]。
- 10) 安東最高裁判所長官代理者、第 201 回国会衆議院法務委員会第 6 号 (2020 年 3 月 31 日)。司法研修所『刑事判決書における主文と法令の適用等について (令和 4 年版)』(2022 年 7 月) 236、246 段落も参照。
- 11) 松田浩道「憲法秩序における裁判規範としての国際法」国際 119 巻 1 号 (2020 年) 92 頁、111 頁。